

# 登録会員規程

平成 24 年 12 月 1 日制定

(登録会員)

第 1 条 本規程に基づき登録したものを本協会の登録会員とする。

(賛助会員)

第 2 条 本協会の登録会員とは別に「賛助会員」を募り、会員とすることができる。

2 賛助会員については別に「賛助会員入会要領」を定める。

(遵守事項)

第 3 条 登録会員は、日本陸連及び本協会が定める全ての規約に従わなければならない。

2 登録会員は、陸上競技及び本協会を侮辱したり、信用を損ない品位を失う行為をしてはならない。

(登録の種類及び手続き)

第 4 条 本協会の会員になろうとする者は、次のいずれかにより登録するものとする。

(1) 支部登録：支部陸協に所属して行う登録。居住地または職場所在地の支部へ登録する。

(2) クラブ又は職域登録：長野県内に居住又は勤務 5 名以上の会員がいるクラブ又は職域は、団体登録することが出来る。但し支部陸協を通して行うものとする。

(3) 大学生登録：日本学生陸上競技連盟の登録者で本協会へ登録した者。

(4) 高校生登録：高等学校及び定時制通信制高等学校の陸上競技部の高体連登録者。登録は、学校単位で行うものとする。

(5) 中学生登録：登録は学校単位で行うものとする。

(登録の期間)

第 5 条 登録は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

2 前項に関わらず当該年度の登録は毎年審判員 7 月末日、競技者 11 月末日までとする。

(二重登録の制限)

第 6 条 同一年度内において、2 つ以上の団体から登録することはできない。

但し、高校生及び中学生がそれぞれ高体連、中体連を通じて行う登録とクラブチームを通じて行う登録が重複（二重登録）することは差し支えない。

(競技会への出場)

第 7 条 登録会員は本協会が公認する陸上競技会へ出場することが出来る。

(登録会員の個人情報)

第8条 登録会員の個人情報は、本協会の個人情報保護方針に従い取り扱われる。

2 登録会員から取得した個人情報は、登録会員の管理、資格審査、競技会に関する情報の発信・公表、陸上競技に関する必要な連絡などに利用することが出来る。

(登録会員に対する処分)

第9条 登録会員が本規程第3条に違反した場合は、資格停止・除名など処分の対象となり得る。

2 前項に基づく登録会員の処分の審査、決定は理事会において行う。

附則

1 本規程は平成24年12月1日から施行する

2 本規程に定めてない事項については、日本陸連「登録会員規程」を準用する。

3 長野県を代表するチームを編成し大会に参加する場合、そのチームを構成する者(ふるさと選手、ドクター、トレーナーを除く。)は本協会の会員でなければならない。